

兵庫県立北はりま特別支援学校 同窓会規約

第1条（名称）

本会は、兵庫県立北はりま特別支援学校同窓会といい、事務局を兵庫県立北はりま特別支援学校内におく。

第2条（目的）

本会は、会員の福祉増進と親睦を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1) 定期総会を開催し、次の事項について付議する。

事業計画及び報告の承認

予算及び決算の承認

役員を選出及び規約改正

その他重要事項

ただし、役員会が総会に代わり議決することができる。

2) 会報を随時発行する。

3) 学校が行う運動会などの行事に協力する。

4) クラス会などは、総会の他にもつことができる。

5) その他、目的達成に必要な事業

第4条（会員）

本会は、次の者を会員とする。

1) 兵庫県立北はりま特別支援学校本校の中学部及び高等部卒業生、ならびに保護者をもって会員とする。

なお、希望する中途退学者（会費納入者）も、会員として会に参加することができる。

2) 本校の旧職員及び現職員は特別会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

監査 1名

学年代表 6名（卒業後3年間まで各学年2名）

理事（学校職員） 2名

顧問（旧職員） 1名

第6条（任務）

役員の任務は、次の通りとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐する。
- 3) 会計は本会の会計にあたる。
- 4) 監査は会計を監査する。
- 5) 学年代表、理事、顧問は会務を分担する。
- 6) 役員会は、本会の企画・運営にあたる。

第7条（役員を選出）

- 1) 会長・副会長は、総会において選出する。
- 2) 会計・監査・理事・顧問は、会長が委嘱する。
- 3) 学年代表は、各学年で互選して選出する。
- 4) 役員の任期は1年間とする。どの役員も再任をさまたげない。

第8条（会費）

- 1) 会費は、終身会費 2,000円を最終学部卒業時及び中途退学時に納入するものとする。但し、事情により納入困難な場合は免除することができる。
- 2) 特別会員は、会費の納入を必要としない。但し、総会時に任意で賛助金を拠出できる。

付則（施行期日）

- 1) 前規則は平成7年4月1日から施行。この改定規則は平成21年11月15日から施行する。

備考（連絡）

- 1) 会員の現住所や職場などに変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡すること。

事務局（連絡先）

〒679-1112 兵庫県多可郡多可町中區間子602-1

兵庫県立北はりま特別支援学校

0795-32-3672 FAX 0795-32-3967